

# PTA等共済だより

2013年第2号  
2013/3/31発行  
(不定期発行)

文部科学省生涯学習政策局  
社会教育課PTA等共済室  
直通電話：03-6734-2971  
メール：pykyosai@mext.go.jp

## ■ PTA等が実施する共済事業の「公益目的事業」としての特徴についてNews!

PTA及び青少年教育団体が実施している共済事業の特徴について、改めて内閣府公益認定等委員会に確認したところ、PTA等共済法に基づき実施される共済事業について公益認定法上の公益目的事業としての特徴を見出しうるとの理解に変わりがないことが確認されました。（平成25年3月29日付事務連絡「PTA若しくは青少年教育団体又はこれらに係る特定関係団体が実施している共済事業の公益目的事業としての特徴について」参照）

本件は、法の施行2年間の施行実績等を踏まえ、改めて関係条文の規定に即しつつ、法に基づいて実施される共済事業と公益認定法における公益目的事業の認定基準との関係について整理を行い、その内容を関係機関等に連絡することを通じて、PTA等関係者や関係行政当局等において、より正確な理解を得ることが、法に基づく事業を通じて目指される不特定かつ多数の「児童又は青少年の健全な育成」（公益認定法別表第7号）を始めとする公益目的の達成にとって重要であるとの認識から改めて実施したものです。

現在までに公益認定を受けている団体は、次の2団体です。  
財団法人富山県PTA親子安全会（平成24年12月20日答申）  
社団法人全国子ども会連合会（平成25年1月15日答申）



## ■ 平成25年度の共済事業認可申請の調査を実施します。

今年も都道府県教育委員会宛に共済事業認可申請の調査を実施いたします。（締切：4月12日）

文部科学省が各都道府県教育委員会や団体に対し必要なサポートを行っていくための基礎資料とするため、平成26年度以降の事業開始を念頭に、平成25年度中に認可申請をする意向のある団体の把握をします。異動になられる方は引き継ぎをよろしくお願いいたします。

PTA等の団体は、行政庁と相談の上、総会又は評議員会の予定等を考慮の上、認可申請までのスケジュールを立てて、計画的にすすめていく必要があります。

## ■ 特定保険業の届出

改正保険業法附則第5条（公益法人等に関する経過措置）の規定によって、法人移行登記完了後は、「特定保険業（注）」ができなくなります。特定保険業の届出が必要な場合がありますので、法人移行登記が終了しましたら、お近くの財務局に御相談ください。また、登記後1年間は、PTA等共済法に基づく共済事業の認可前に引き受けた見舞金などの契約管理や支払はできますが、支払が1年を超えるなどの場合は、さらに財務局に届出が必要になる場合があります。相談結果についてPTA等共済室まで情報提供していただけますようお願いいたします。

（注）「特定保険業」とは、平成17年保険業法改正の際に実施していた共済事業のこと。

## ■ FAQ

Q1：平成24年度から共済事業を実施しています。3月以内に「業務報告書」を提出するとあります。どのように作成すればよいでしょうか。また事業報告書は共済事業用に別に作成する必要がありますか。

A1：共済団体は、毎事業年度の終了後3月以内に業務報告書を行政庁に提出することになっています。（施行規則第29条）業務報告書とは、①事業報告書、②貸借対照表、③損益計算書（正味財産増減計算書）、④財産目録、⑤①～④の附属明細書のことです。（施行規則第28条）既に事業報告書については、各団体所定の様式で作成していることと思います。共済団体は、既存の記載内容に、規則第30条に記載の項目を追加して作成していただく必要があります。

平成24年3月28日付事務連絡で事業報告書の作成例を示しています。参考にしてください。

Q2：共済会計で余剰金が発生した場合の使いみちは制限されていますか。

A2：必要な準備金や責任準備金、支払備金を積み立てた上でさらに共済会計において生じた剰余金については、共済会計において実施できる共済事業の諸経費支払や翌年度以降の安全普及啓発活動等のために費消することは可能と考えています。



## ■ おしらせ

- 平成25年度も自治体・団体向けの研修会を開催する予定です。実施時期は検討中です。
- 異動等がある方は、後任の方に「PTA等共済だより」をご紹介ください。また、配信希望の方のメールアドレス登録を当室までお知らせくださるようお願いいたします。

共済事業認可をご検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会のご担当者様、ご相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室までご連絡ください。一緒に解決していきましょう！

次号の発行予定：平成25年4月末

## ■ 共済団体のご紹介

### ★ 平成24年4月1日から事業を開始した先輩団体から

#### 社団法人全国子ども会連合会（平成23年12月27日認可）

社団法人全国子ども会連合会は、全国で約420万人の会員がおり、地域の子ども会活動を支援しています。子ども会活動の充実発展のために、従来から安全教育和見舞金事業を行ってきました。

平成23年12月27日に「PTA・青少年教育団体共済法」に基づく共済事業の認可を文部科学大臣から受け、平成24年4月1日からスタート致しました。認可の準備段階で大変だったことは、①従来の見舞金事業と新しい共済事業の違いを業務委託先である都道府県及び指定都市の子ども会の会長さん、事務局の皆様にご理解いただくこと。②業務委託先との事務の連携や費用負担の問題。③年間5,000件に及ぶ共済金の請求に対応するための管理方法、審査や支払い事務体制の整備などです。これらの課題を文部科学省PTA等共済室のご担当様と相談を重ねながら、一つひとつ整理して、共済規程や必要書類等を作成しました。事業開始から1年が経とうとしていますが、実際に運営を開始して見えてきた課題もあり、共済規程の一部変更も行いました。今後もより充実した共済制度や法人の運営に取り組み、子ども会活動

事務局共済事業課の皆さん

を通して、地域の皆様や青少年の健全育成に貢献していききたいと思います。

平成24年度は、共済事業のスタートと並行して、公益法人移行認定申請を進めました。共済事業が公益目的事業として認められ、平成25年4月1日から公益法人として新たにスタートします。（事務局：山口）

### ★ 平成25年4月1日からスタートする新しい仲間から

#### 社団法人福岡県高等学校安全振興会（平成25年2月1日認可）

##### 「感謝したいこと」

当財団は、平成25年2月にやっと認可を取得できた新米共済団体です。

「共済法の認可を受ける」と理事・評議員会で決議され、平成24年度に本格始動するはずが、6月の九州地区高等学校PTA連合会大会の開催県だったため、並行し業務を行うことは無理があり、結局7月過ぎてからのスタートでした。

説明会などで話を聞いて覚悟はしていたものの、乗り越えるべき作業は非常に多かったと感じます。福岡は県教委「体育スポーツ健康課」より認可を受けたのですが、最初は所管が決まっておらず、当財団の認可申請開始とほぼ同時に決まった感じでした。県下でただ一つの団体にも関わらず、県の担当の町田さんは文科省と密に連絡を取り、聞き慣れない言葉・語句ばかりの中で「勉強します」と、一緒に作業を進めてくださいました。また、県内には相談出来る団体がないので、先行していた他県に電話や出向くなどして、情報提供を受け、PTAの保険代理店関係者には、保険法や掛金算出の知恵を貸してもらいました。

それでも、やはり「わからない」ことがありました。文科省にも直接質問させていただき、担当の吉谷さんからは丁寧でわかりやすい指導、チェック、更には来福し研修会まで開いていただきました。このように、沢山の協力の御陰で、無事にスタートまで辿りつけた事、本当に感謝しています。ありがとうございました。（事務局：土屋）



事務局の皆さん

記念すべき団体紹介第1回目に福岡を選んでいただいております。皆さんに感謝しています。（福岡県教委：町田）

#### PTA等共済室のメンバー紹介（平成25年4月1日付）

室長 高木 秀人  
室長補佐 佐藤 秀雄  
係長 吉谷 正  
専門職 向 真理

※中村由己室長補佐と櫻井信仁専門職は、4/1付けで異動になりました。大変お世話になりました。

新メンバーで今後ともよろしくお願ひいたします。

## ■ 研修資料のご案内

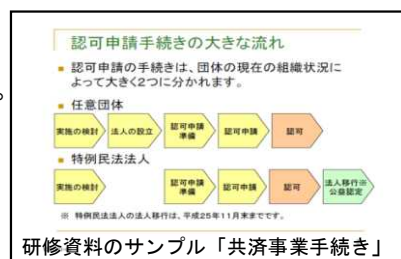
研修会や勉強会に参加できない団体役員の方や事務職員方向けに、研修資料を提供しています。

1テーマ30～60分で実施できるように、ボリュームや内容も考慮しています。現在、10テーマを用意しております。

例) PTA等共済法制定経緯、法、認可申請手続き、保険（共済）用語、

共済規程、コンプライアンス、監督・立入検査、内部管理体制 他

理事会、団体内研修・勉強会への講師派遣も行っております。お気軽にご相談ください。



## ■ 編集後記

いよいよ新しい年度のスタートを迎える時期ですね。PTA等共済室も新メンバーを迎えてスタートします。よろしくお願ひします。本号から共済団体の紹介を始めました。手作り感いっぱい紙面ですがお許しください。徐々に改善していきますので温かく見守ってください。PTA等共済だよりに対するご意見ご要望も承っております。（PTA等共済室 吉谷）